

尾三消防組合公示第7号

公有財産売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び尾三消防組合契約規則第5条第1項の規定に基づき公示する。

令和7年4月15日

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

1 入札に付する事項

(1) 物件名

公有財産売却

(2) 一般競争入札における公有財産の売却概要

物件番号	財産名称	総排気量	初度登録 年月	走行距離 ※1	予定価格 ※2	入札保証金
R7-4	日野 救助工作車	7.96L	H16.3	85,848km	1,390,000円	70,000円

備考 ※1 走行距離は、令和7年4月1日現在。車両移動等により距離が延びます。

※2 「予定価格」とは、あらかじめ当組合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (3) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (4) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (5) 20歳以上の者であること。
- (6) あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。
- (7) 豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町（以下「組合市町」という。）における税の未納がないこと。

3 一般競争入札申込場所、提出書類及び申込期間

(1) 申込みの場所及び申込方法

尾三消防組合事務局総務課まで持参すること。

※郵送、電話、ファクス、Eメール及びインターネットなどによる受付はしない。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第6号）

ウ 誓約書（様式第7号）

※これらの様式については、尾三消防組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）よりダウンロードすることができる。

エ 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可。）

【法人の場合】 印鑑登録証明書及び登記事項証明書

【個人の場合】 印鑑登録証明書及び住民票

オ 組合市町税の未納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可。組合市町税の課税がない場合は提出不要。）

カ 証明書類及び未納がないことの証明書は、当組合に1年以内に提出した場合は、省略することができる。

(3) 申込期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月7日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 申込期間内に申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公示による入札に参加することができない。

(5) その他

申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。また、提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

尾三消防組合事務局総務課

(2) 期間

令和7年4月15日（火）午後1時から令和7年5月7日（水）正午まで

5 下見会

公有財産の下見会を下記のとおり実施する。下見会希望者は、令和7年4月22日（火）午後5時までに末尾記載の連絡先へ電話にて予約すること。（受付時間：午前8時30分から午後5時まで）

(1) 日時

令和7年4月25日（金）午前10時から正午まで 雨天決行

(2) 場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

尾三消防本部 訓練場

※車体の傷、搭載品等の確認にあつては、下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札に参加できるが、入札物件に関するすべての事項を承諾されているものとみなす。

6 質疑及び回答

公告及び仕様書の内容等に関する質疑及び回答は次により行う。

(1) 質疑提出期限

令和7年4月30日（水）正午まで

(2) 提出方法及び提出場所

質疑書（様式第2号）により、尾三消防組合事務局総務課へ直接持参し提出すること。

（受付時間：平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時まで）

※様式はホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 回答方法

質疑の回答にあつては、順次ホームページに公開する。

7 入札保証金

(1) 尾三消防組合契約規則第11条に該当する場合は免除する。

(2) 物件番号R7-4の入札保証金は、70,000円とする。

(3) 尾三消防組合が発行する納入通知書により納付し、尾三消防組合が指定する期日までに、現金で全額一括納入する。また、納付確認をするために領収書の写しを尾三消防組合事務局総務課にファクスしなければならない。

(4) 入札保証金は入札終了後に還付する。（1）に該当する場合はこの限りではない。

8 入札執行の場所及び日時

入札に参加申込みした者は下記（1）、（2）に記載する場所、日時において入札書を提出すること。（郵送、ファクス、インターネット等での提出は不可。）

(1) 場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防本部庁舎3階 講堂

(2) 日時

令和7年5月13日（火）

物件番号	入札時間	財産名称	予定価格 ※1
R7-4	午前10時30分から	日野 救助工作車	1,390,000円

※1「予定価格」とは、あらかじめ当組合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

(3) 提出書類

ア 入札書（様式第3号）

封筒は不要

イ 委任状（様式第4号）

代理人により入札する場合のみ必要

※様式はホームページよりダウンロードすることができる。

(4) 入札書提出時の注意事項

ア 入札は所定の入札書（様式第3号）を使用すること。

イ 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。

鉛筆、シャーペンでの記載は認めない。

ウ 誤字又は脱字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお金額の訂正は認めない。

エ 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しない。

オ 入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第5号）をホームページからダウンロードし必要事項を記載のうえ、入札日前日までに尾三消防組合事務局総務課まで提出すること。（郵送可）

なお、入札日当日にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を直接提出すること。

9 入札の基本事項

（1）入札に参加する者が1人である場合においても、入札を執行する。

（2）入札番号1件に係る入札執行回数は1回とし、再度入札は行わない。

（3）入札参加者の事前公表は行わない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札

（2）入札参加の資格を有していない者のした入札

（3）入札に際して談合等による不正行為があった入札

（4）同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

（5）他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

（6）委任状を持参しない代理人のした入札

（7）記名及び押印のない入札書での入札

（8）入札書の記載事項が確認できない入札

（9）入札書記載金額を改ざんし、又は訂正した入札

（10）予定価格未満の入札

（11）虚偽の事実を記載した者のした入札

（12）その他、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

12 開札及び落札者の決定

（1）入札会場において入札終了後、直ちに開札する。

（2）有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2以上ある場合は、くじにより決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

（3）入札結果についてはホームページで公表する。

13 契約に関する事項

（1）契約の締結

落札者との契約締結日は令和7年5月13日（火）とする。

(2) 契約書の作成

契約書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

(3) 契約保証金

契約保証金の納付は免除とする。

(4) 売却代金

尾三消防組合が発行する納入通知書により納付し、尾三消防組合が指定する期日までに、現金で全額一括納入する。

また、納付確認をするために領収書の写しを尾三消防組合事務局総務課にファクスしなければならない。

(5) その他

ア 契約の締結及び履行に関する費用についてはすべて落札者の負担とする。

イ 契約は入札参加者名義で行う。

14 物品の引渡し

物品の引渡しは次の期間及び下見会にて公開したときの状態で引渡すものとする。引渡し後に発生した不具合や故障、発見された傷等については、尾三消防組合は一切の責任を負わないものとする。

(1) 引渡期間

令和7年5月26日(月)午前9時から令和7年6月6日(金)午後3時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※引渡しの際に、仮ナンバーが必要な場合は落札者において準備すること。

※事前に引取り日時を電話連絡すること。

(2) 引渡場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地
尾三消防本部 訓練場

15 所有権の移転及び名義変更

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用、公租公課等は、落札者の負担とする。

(3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検、登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを尾三消防組合に提出すること。

(4) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出すること。

(5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。

(6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

16 その他

尾三消防組合は、売払物件の契約不適合責任は負わない。

- 17 入札及び契約に関する事務を担当する課
〒470-0151
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地
尾三消防組合事務局総務課
電話番号：0561-38-7202
ファクス番号：0561-38-6962